

令和6年度 藤沢市幼児教育施設保育料補助金のご案内



ふじキュン♡

藤沢市では、私設保育施設（認可外保育施設）のうち、幼稚園に準ずる施設として市が認定した幼児教育施設（同等の基準を満たす施設を含む。以下、「幼児教育施設」という。）、及び各種学校規程に基づき各種学校の認可を受けた学校や、他市で「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」の補助対象施設等の認定を受けている都道府県知事への届出対象外の施設（以下、「各種学校等」という。）に通う児童の保護者を対象に、「藤沢市幼児教育施設保育料補助金」を交付しています。

※本補助金は原則令和今年度までの補助事業です。次年度以降については、国の「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」制度に移行する予定です。

1 対象児童（各種学校等を利用する場合）

次の要件をすべて満たす小学校就学前の児童が対象となります。

- ① 藤沢市内に住所を有する（住民登録がある）こと。
- ② 児童の年齢が4月1日時点で3歳以上であること。ただし、当該年度中に満3歳の誕生日を迎えた場合は、誕生日以降、月の初日に在園した月から対象とする。
- ③ 対象児童の保護者が、市税を滞納していない、又は必要な申告義務を怠っていないこと。

2 対象経費

補助金の対象となる経費は、対象児童の保護者が各種学校等に支払う保育料*です。

※「保育料」は、基本的な教育に係る費用で、給食費や教材費等の実費のほか、入園料や延長保育に係る経費は含まれません。

3 補助金額

(1) 補助上限額（各種学校を利用する場合）

一月あたりの補助上限額：20,000円

(2) 補助金額の算定方法

補助金額は「一月あたりの対象経費（補助上限額まで）×在籍月数」で算定します。

4 申請等の手続きの流れ

(1) 補助金交付申請

利用している施設からの案内に従い、次の書類を提出してください。

【提出書類】 藤沢市幼児教育施設保育料補助金交付申請書（第1号様式）

調書兼事業計画書（第2号様式）

藤沢市幼児教育施設保育料補助金交付申請事前着手届（第3号様式）

【提出先】 利用している施設

【提出期限】 施設が定める日

(2) 補助金交付決定

申請に基づき、交付の可否及び補助金額（予定額）を決定し、年度当初に申請があった場合は8～9月頃（予定）、交付（不交付）決定通知書を郵送します。

(3) 事業完了届

補助金の交付決定を受けた場合は、利用している施設の案内に従い、次の書類を提出してください。

【提出書類】 藤沢市幼児教育施設保育料補助金事業完了届（第6号様式）

事業完了届附表（第7号様式）

保育料等の領収書（保育料の支払いがわかる書類）

【提出先】 利用している施設

【提出時期】 3月頃（施設が定める日）

(4) 交付金額の確定・補助金の交付

事業完了届に基づき、補助金額を確定し、交付額確定通知書を郵送します。補助金の交付は、2025年5月下旬の予定です。

5 留意事項

- (1) 交付決定通知書等の書類は、補助金の交付を受けてから5年間は保管してください。
- (2) 年度途中で退園するなど、補助金の対象から外れる場合には、「変更交付申請」が必要です。その場合は、利用している施設に確認の上、施設を通じて申請書類を提出してください。
- (3) 年度途中に入園する場合など、本補助金の対象となる場合には、補助対象となる日までに各施設を通じて市への申請が必要です。補助対象となる時点での申請がない場合、原則補助を行うことはできませんので十分ご注意ください。

以上

【問合せ先】 藤沢市 子ども青少年部 保育課 TEL 0466-50-8226（直通） FAX 0466-50-8389
--